

国民年金だよ



社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が送られます

平成26年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した人に対して、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されています。年末調整や確定申告の際に活用することができます。

また、世帯主が世帯（家族）の国民年金保険料を納付した場合にも、納付した人の社会保険料控除額に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書も申告などを行う際に活用することができます。

平成25年社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 11月発送用

「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」の送付時期

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年11月上旬または翌年の2月上旬のいずれかに送付されています。

11月上旬に発送される人は、その年の1月1日から9月30日までの間に国民年金の保険料を納めた実績のある人です。翌年2月上旬に発送される人は、10月1日から12月31日までに国民年金の保険料を納めた人となります。

控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に対するお問い合わせは、左記の控除証明書専用ダイヤルで受け付けています。証明書を紛失された方もこのダイヤルをご利用ください。

○控除証明書専用ダイヤル

11月1日～平成27年3月14日
電話0570-070-117

付加年金

付加年金は、付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されるものです。

したがって、付加年金の支給期間は老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から死亡した月までとなります。

また、老齢基礎年金の繰上げ支給または繰下げ支給を受けた場合は、付加年金の支給もそれに合わせて、繰上げまたは繰下げられます。繰上げまたは繰下げられた付加年金の額は年齢に応じて、老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額された額になります。

付加保険料

付加保険料（1カ月400円）を納付できるのは第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）です。ただし、保険料の免除を受けている人および国民年金基金の加入員は付加保険料の納付はできません。また、農業者年金加入者は強制的に付加保険料を支払うこととなりますので、農業者年金に新たに加入した場合は役場年金窓口で手続きしてください。

支給される年金額

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

200円×付加保険料納付月数

したがって、40年間付加保険料を納付した場合、200円×480月＝9万6,000円が老齢基礎年金に加算され支給されることになります。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002